

食物アレルギー患者さんの臨床情報の 研究利用に関するお知らせ

この度、国立病院機構岡山医療センターでは、消費者庁の研究事業として

「2020 年即時型食物アレルギー 全国モニタリング調査」という調査を行うことになりました。

食物アレルギーの患者さんにとって、自分の食するものの中に自分が反応するアレルギー物質を含むかどうかを判断し、選別できることが重要です。そのため、アレルギー表示法では、容器包装された食品について、アレルギー物質を含む場合には、当該アレルギー物質を含む旨を表示することが義務又は推奨表示することとされています。食物アレルギーの原因物質は、時代の変化とともに変わっていく可能性があると考えられるので、約 3 年ごとに見直しを行っており、2020 年の一年間に全国一斉に調査が実施されます。

この調査では、当院で診療させて頂いた食物アレルギー患者さんで即時型の症状を起こした方を対象に、原因食物や症状、治療などに関する診療情報の調査を行います。個人情報（患者様のお名前、住所などプライバシーに関する情報）が外部に漏れることは一切ありません。調査した情報は、当施設で厳重に管理され、消費者庁への情報提供の際には匿名化致します。今回の調査で得られた結果に関しては、医学的な専門学会や専門雑誌で報告され、アレルギー表示法の改正根拠となります。

ご自身の情報について本調査に利用することを承諾されない方は下記にご連絡ください。その場合も、診療上何ら不利な扱いを受けることはありません。

2020 年 1 月

【研究責任者】

国立病院機構岡山医療センター

藤永 祥子

連絡先 086-294-9911（代表）

【研究代表者】

国立病院機構相模原病院臨床研究センター

海老澤元宏

連絡先 042-742-8311（代表）